



2024年4月23日
第156号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本
発行人 助川一実
編集 情宣担当
ホームページ
<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



怒 不条理な異動懲憑・パワハラは許さない！！ 44年鉄道で働いてきたエルダー社員にこんな処遇を行う会社で良いのか！？

不条理な異動懲憑の経緯

①2023年11月、退職者の補充として茅ヶ崎派出への異動を命ぜられ、
残り2年を全うしようと腹をくくり、異動に応じる。

②着任してから **約4ヶ月** 後の2024年3月18日（月）

副長に（あなたの分も含めて）
2人分の仕事をさせる

突然、逗子派出への異動を懲憑される！

③本人が異動を断ると、JETS本社から常務が説得に来る！

効率化だから

④2024年4月18日（木）に再度異動の懲憑を受け、その際に…

“過少要求パワハラ” と “脅し” を受ける！！

問題点その1【本人の同意なき異動！】

・エルダー出向者に対して、本人の同意なき異動懲憑！



まだ着任して
4ヶ月なのに…

問題点その2【過少要求パワハラ！】

・「異動したくないって言うんだったら、そこで清掃をやらしてもらえない」

※【過少要求パワハラ】とは、業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや、与えないこと。



問題点その3【従わなければ脅す！】

・「(代わりに)OOさんに辞めてもらおう。それしかないよな」

・「どうしても異動したくないって言うならそこしかない」



不条理な異動・パワハラを許さない！社員が納得感を持ち、安全で安心して働ける労働環境・施策を求める緊急集会

2024年4月26日(金)18:40から 藤沢ミナパーク303